

安心してご利用頂くためのご利用約款及び クリーニング事故賠償規約

(会員又はお客様登録)

第1条

常時なんらかの方法（電話・携帯電話・手紙等）で双方向の連絡が取れない場合、当店のご利用をお断りする場合がございます。また、会員約款に則ってご利用頂けない場合もご利用をお断りさせていただきます。

(利用方法とお断り)

第2条

1) 前金制とさせていただきます。付属小物があつたり、ライナーやベルト等の商品本体の中に商品が重なっていたり取扱商品の性質上、受付後レジ入力漏れや入力間違いがあつた場合は恐縮ですがお客様確認をさせていただいてからクリーニング工程へと移らせて頂く場合がございます。

2) 外注品は相当額を内金で頂戴しております。

3) クリーニングに出す前にポケットの中の点検をお忘れなくお願いします。受付後、検品でお忘れ物が見つかった場合は有用性があると判断したものをお返しします。当方判断による廃棄、返品無用品に起因する責には応じられません。尚、万一お忘れ物から商品へ移染・破損などが発生しても責任は負いません。

4) ホコロビ、キズ、小さな穴もクリーニング中に広がる場合がありますので、よく点検してからお出しください。こちらの検品で見つかった場合は工程途中でお返しする場合がございます。お急ぎ品は特に検品してお出しください。

5) 上下対の商品は必ず一緒にクリーニングにお出し下さい。どんなに染色がしっかりした商品でも、クリーニング回数によって色合いが変化してきます。また長い反物からなる染色工程時点で上下対でも染色堅牢度の誤差から色味に差異が生じてくる商品もございますのでご了承下さい。

6) シミの種類や付けてしまった日等がわかればお申し出ください。ボールペンやインクなどといった落ちにくいシミも早めにお持ちくだされば、当社のハイクラス技術で落ちる場合がございます。逆に落ちやすいシミでも日数が経つと酸化して落ちづらくなります。また、シミの種類によっては数ヶ月着用後又は保管後、クリーニング工程中に浮き出てくるものや変色するものもございますので、その場合の保証等はできません。

7) 店内は長期の保管は行って居りません。事故防止、また他のお客様にも大変ご迷惑となりますので、ご指定日にお引取りに来店頂きます様、御協力お願い致します。

8) お渡し予定日から1ヶ月を過ぎた商品は倉庫保管となる場合がございます。この場合店頭へ返送するまで1週間程かかります。

9) お渡し予定日より2週間を過ぎた商品は、1点に付1日20円の保管料・火災保険料を申し受けます。

10) 当方からの連絡の有無に関わらず、お預かり日より3ヶ月を経過してもお引取りがない場合、以降そのご依頼品の毀損、汚損、滅失、または盗難火事などにより発生する損害についての責任は負いかねます。

11) ドライマークが洗えたと謳う洗剤・洗濯機を使っても家庭でドライクリーニングは行なえません。一度縮んだり、色が抜けたり、風合いが変わつたお召し物は私達プロでも修理不可能なものも多く、これら事故後商品を、当店に預けてからおけるお申し出には対応いたしかねます。

12) 飾りボタン類や装飾品は外してからご依頼ください。これらは洗えないものが数多くあります。衣類についての品質表示に洗えるとなつていてもこれらのものに対しての表示でないものも多くあります。よつてこれらの紛失、欠損は補償外となります。

13) ご依頼品お受取時には、店員との受領点数確認を必ず行つて下さい。お渡し後の点数相違のお申し出はお受けできません。

14) お預かり伝票は無くさずお持ちください。預かり伝票なきものはお返しできない場合がございます。

15) 商品についての番号本タグは必ず検品した後におはすください。お客様の商品は全て番号本タグで管理しております。番号本タグ取り外し後や取扱の不正が見受けられた場合のお問い合わせはお受けできません。

16) 店内やお電話等で大声をあげたり、店員や他のお客様にご迷惑や恐怖感を与えたと取られる行為が見受けられた場合については暴力団関係者の判定を得ることなく当方判断で110番通報、もしくは担当機関に相談させていただく場合がございます。※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定

17) 受付商品も経年劣化及び変化、耐用年数、取扱方法がございます。クリーニング後の個人の感性や感覚部分等に関するお申し出があつた場合、再洗い・再仕上げを1度に限り、補償期間内であれば無料でお受けさせていただきます。但し番号本タグ付商品に限らせていただきます。

(賠償制度)

第3条

一般衣類の補償期間は、お渡し予定日より6ヶ月です。万一弊社に過失があつた場合、補償は当社規定クリーニング事故賠償基準に基づき対応させていただきます。なお、責任者判定を行う為、繊維製品における専門機関の鑑定もしくは繊維製品品質管理士の鑑定等を利用した場合、責任の所在が使用者もしくは製造者（メーカー）などと判明した場合、その過失割合に応じた鑑定料を実費ご請求させていただきます。責任所在の断定をすることが難しい場合においては、弊社では問題解決に直結する形を目指す理由から、着用し耐えうる状態での商品の納品を最優先しております。

(事故原因所在)

第4条

クリーニングの事故原因所在を以下の三つに大別します。

- 1) クリーニング処理方法及び取扱い方法に過失がある場合
- 2) 製造者（メーカー）の企画・製造等に過失がある場合
- 3) 使用者の使用方法及び保管方法等に過失がある場合

(賠償範囲)

第5条

弊社が事故賠償の責に応じられるのは次に示す内容です。

- 1) クリーニング洗浄による損傷
- 2) シミ抜き工程による損傷
- 3) プレス仕上げによる損傷
- 4) 不明及び紛失
- 5) その他の原因による損傷につきましては、繊維製品における専門機関の鑑定もしくは繊維製品品質管理士の鑑定による判断に基づくものとします。弊社が事故賠償の責に応じられないのは、次に示す内容です。
 - 1) 使用者保管中の損傷
 - 2) 経年劣化及び変化によるもの
 - 3) 組成表示・洗濯表示・表示責任名タグ（メーカータグ）のいずれかが欠落した商品
 - 4) その他これらに類する使用者による事故

(賠償条件)

第6条

第5条に基づく賠償条件としては以下の通りです。

- 1) 当該商品お渡し予定日より6ヶ月以内に番号本タグ付商品に事故が判明し、お申し出頂いた場合、もしくは弊社が事故扱いと認めた場合に限りです。
- 2) 補償時必要となります商品購入価格については、購入時の領収書・レシートを必要とします。それ等が紛失、または手元にない場合につきましては、商品製造年月日を基準としたメーカー調査を行い、当時の参考価格を元に購入価格を決定させていただきます。メーカーと連絡が取れない、又は商品の確認が取れない場合につきましては都度協議の上、決定させていただきます。
- 3) 時価を超えての補償、商品への付加価値には応じられません。
- 4) 当該損害弁償品の返却及びクリーニング代金の返却はできません。
- 5) 購入価格一点5万円を越す商品のご依頼時、ハイクラスクリーニングのご指定が無かつた場合の補償は商品購入価格をレギュラー最高20,000円、ハイクラスコース最高50,000円とさせていただきます。購入価格が不明の場合は、お支払いいただいたクリーニング料金のドライ品40倍、水洗い品20倍を最高額とさせていただきます。
- 6) メーカーが製造物責任（製品の欠陥により消費者が生命・身体・財産に損害を被つた場合、製造者などに賠償責任を負わせること。PL法）に任ずるように、お客様に代わつて事故賠償交渉を弊社が行なう場合もございます。
- 7) 外国で購入された商品、偽造品、並行輸入品につきましては、いかなる事故におきましても補償対象外とさせていただきます。

(免責)

第7条

下記の場合は、免責とさせていただきます。

- 1) 台風、地震などの自然災害による事故。
- 2) 主観的価値である無形の損害賠償や精神的慰謝料には応じられません。
- 3) インポート商品等の衣文化の違いによる事故についての賠償も時価の範囲を越えることはありません。

(約款内容の変更)

第8条

当社の約款・クリーニング事故賠償規約は会員に事前の通知をすることなく、内容または名称を変更することがございます。この場合の利用条件は、商品お預かり時点の会員約款によります。約款内容変更にあつて、会員にその旨を広く周知する努力をするものとします。

(協議事項)

第9条

本約款・クリーニング事故賠償基準に記載無き事項及び本約款の条項の解釈につき疑義を生じた事項については、お客様と弊社担当員において相互扶助の精神に基づき、協議の上、穏やかに解決を計るものとさせていただきますが、二者間において問題解決が難しいと判断させていただいた場合には、中立公正な第三者機関にお客様にも仲裁申し出をお願いする場合がございます。

クリーニング事故賠償基準

- 1) 万一弊社に過失があつた場合、クリーニング事故賠償基準に基づき対応させていただきます。
- 2) 賠償額は、特約のあつた場合のほかは次の方式によつて算出いたします。
- 3) 当店が賠償金と同時に事故品を引き渡す場合は、賠償額の50%とさせていただきます。
- 4) 「商品別平均使用年数」及び「物品の購入から経過月数に対応する補償割合」の算定は、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会規定「クリーニング事故賠償基準」に準拠した当社賠償基準に基づきます。

(お取引のお断り)

第10条

当社は、お客様が次の各号の一に該当する場合、何らの催告も要することなく、お客様との契約を解除させていただきます。また、お客様の当社の店舗及び敷地（駐車場等一切の付属施設を含みます。以下「店舗及び敷地等」といいます。）への立入を禁止し、立入後においては直ちに退去いただき、かつ商品販売その他一切のお取引をお断りいたします。

- 1) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力である場合、あるいはお取引開始後に判明した場合。
- 2) 当社の店舗及び敷地等において粗野または乱暴な言動をして、他のお客様に迷惑、不安感、不快感を与える場合。
- 3) お客様が当社従業員に対し、暴力的要求行為を行ない、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。これらは、ユウアイグループ全店に適用されます。

平成18年12月